

○成田市崖地整備事業補助金交付規則

平成4年3月30日

規則第30号

改正 平成6年11月25日規則第46号

平成25年12月19日規則第94号

令和元年5月29日規則第5号

(目的)

第1条 この規則は、市内で崖地整備事業（以下「事業」という。）を行う者に対し、当該事業に要する経費の一部を予算の範囲内において補助することにより、崖地の崩壊による災害を防止し、もって安全で住み良い住環境を確保することを目的とする。

(令元規則5・一部改正)

(用語の意義)

第2条 この規則において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 崖地 原則として自然の力により形成された斜面地で、その傾斜度が30度以上であるものをいう。
- (2) 危険区域 崖の上にあつては崖の下端から崖の高さの1.5倍、崖の下にあつては崖の上端から崖の高さの2倍の範囲内の土地をいう。
- (3) 危険家屋 危険区域内に存し、かつ、現に個人の居住の用に供している建築物で、平成3年9月9日（下総地区及び大栄地区にあつては、平成13年5月11日）以前に建築されたものをいう。

(補助対象事業)

第3条 補助の対象となる事業は、次に掲げる要件を備えたものとする。

- (1) 崖地の垂直の高さが3メートル以上である崖地に係る事業であること。
- (2) 崩壊により危険家屋に著しい被害を与えるおそれのある崖地に係る事業であつて、当該事業により崖地の崩壊による危険家屋に対する被害が防止されると認められるものであること。
- (3) 危険区域内の土地の所有者又は危険家屋の所有者若しくは危険家屋に居住し、かつ、本市の住民基本台帳に記録されている者であつて、市税を滞納していないものが行う事業であること。
- (4) 事業地内に第5条第1項に規定する申請者以外の権利者がいる場合にあつては、当該権利者の承諾を受けた事業であること。
- (5) 宅地造成工事の一環として行われる事業でないこと。
- (6) 宅地の分譲を業とする者が営業として行う事業でないこと。
- (7) 本市の工事等入札参加業者資格者又はこれと同程度の技術力があり市長が特に認める者が工事を行う事業であること。

(令元規則 5・一部改正)

(補助対象経費及び補助金の額)

第 4 条 補助の対象となる経費（以下「補助対象経費」という。）は、崖地の

崩壊を防止するために行う擁壁の設置及び^{のり}法面の整備並びに工事施工上最低限必要となる既存構造物の解体工事の工事費の額とする。

2 成田市崖地整備事業補助金（以下「補助金」という。）の額は、補助対象経費の 3 分の 2 以内の額とし、750 万円を限度とする。

3 市長は、第 6 条第 1 項本文の規定により申請された補助対象経費が、著しく適正を欠くと認めたときは、市長が適正と認めた額を補助対象経費として補助金の額を決定するものとする。

(事前協議)

第 5 条 補助金の交付を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、次条第 1 項本文の規定による申請を行う前に市長と事前に協議しなければならない。

2 前項の規定による協議を行おうとする者は、崖地整備事業事前協議書（別記第 1 号様式）に次に掲げる書類を添えて、市長に提出しなければならない。

- (1) 次条第 1 項第 1 号から第 8 号までに掲げる書類
- (2) 前号に掲げるもののほか、市長が必要と認める書類

(令元規則 5・一部改正)

(交付申請等)

第 6 条 申請者は、工事着手前に崖地整備事業補助金交付申請書（別記第 2 号様式）に次に掲げる書類を添えて、市長に申請しなければならない。ただし、市長は、前条の協議により確認することができるときは第 1 号から第 8 号までに掲げる書類を、公簿等により確認することができるときは第 9 号及び第 10 号に掲げる書類を省略させることができる。

- (1) 工事費見積書
- (2) 位置図
- (3) 公図の写し
- (4) 現況図
- (5) 設計関係図書（構造計算書等安全が確認できる資料を含む。）
- (6) 事業地の土地に係る登記事項証明書
- (7) 事業地内に申請者以外の権利者がいる場合にあつては、当該権利者の工事施行承諾書
- (8) 危険家屋に係る建築基準法（昭和 25 年法律第 201 号）第 7 条第 5 項若しくは第 7 条の 2 第 5 項の検査済証の写し又は当該危険家屋の建築年月日が確認できる書類

- (9) 住民票の写し
- (10) 市税の納付状況を確認できる書類
- (11) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認める書類

2 市長は、前項本文の規定による申請の内容が第3条に規定する補助対象事業に該当し、かつ、次条に規定する技術的基準にも適合すると認めるときは、崖地整備事業補助金交付決定通知書（別記第3号様式）により当該申請をした者に通知するものとする。

（令元規則5・一部改正）

（工事の技術的基準）

第7条 事業は、次に掲げる技術的基準に適合していなければならない。

- (1) 擁壁を設置する場合にあっては、構造計算又は実験により安全が確認されていること。
- (2) 崖面を擁壁で覆わない場合は、土質試験等に基づく安定計算により安全が確認されていること。

2 事業は、建築基準法又は宅地造成等規制法（昭和36年法律第191号）に規定する技術的基準に適合していなければならない。

（事業の変更等）

第8条 第6条第2項の規定により補助金の交付の決定を受けた者（以下「交付決定者」という。）は、当該補助金に係る事業の内容を変更しようとする場合又は事業を廃止しようとする場合は、速やかに崖地整備事業補助金変更・廃止申請書（別記第4号様式）に事業の変更のときにあつては第1号、事業の廃止のときにあつては第2号に掲げる書類を添えて、市長に申請しなければならない。

- (1) 第6条第1項各号に掲げるもののうち変更に関する図書
- (2) 現況図、現況写真及び事業廃止後の安全確保の方法を明記した図書

2 市長は、前項の規定による申請の内容が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、崖地整備事業補助金変更・廃止決定通知書（別記第5号様式）により当該申請をした者に通知するものとする。

- (1) 事業の変更を目的とする申請であつて、変更後の事業が第7条に規定する技術的基準に適合すると認められるとき。
- (2) 事業の廃止を目的とする申請であつて、事業の廃止後も事業着手前と同程度以上の安全が確保できると認められるとき。

（令元規則5・一部改正）

（実績報告及び完了検査）

第9条 交付決定者は、補助金に係る事業を完了したときは、速やかに崖地整備事業補助金実績報告書（別記第6号様式）に次に掲げる書類等を添えて、市長に報告しなければならない。

- (1) 補助対象経費に係る領収書の写し
 - (2) 事業に係る主な工事の各工程の写真(工事の竣工後に外部から明視できなくなる部分の写真については、寸法等が明確に判断できるように撮影したもの)及び竣工図
 - (3) 事業に係る契約書の写し
 - (4) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認める書類等
- 2 市長は、前項の規定による報告があったときは、遅滞なく当該報告に係る工事が申請の内容に適合しているかどうか検査しなければならない。
- 3 前項の規定にかかわらず、建築基準法第88条において準用する同法第6条第1項若しくは第6条の2第1項の規定による確認又は宅地造成等規制法第8条第1項本文の許可を受けて施行した事業については、当該各法令に基づく検査を前項の規定による検査とみなす。

(令元規則5・一部改正)

(確定通知)

第10条 市長は、前条第2項又は第3項に規定する検査の結果当該検査に係る工事が第6条第1項本文の規定による申請(第8条第2項の規定により変更の決定の通知を受けた場合にあっては、同条第1項の規定による変更の申請を含む。)の内容に適合していると認めたときは、崖地整備事業補助金確定通知書(別記第7号様式)により交付決定者に通知するものとする。

(令元規則5・一部改正)

(交付請求)

第11条 前条の規定による通知を受けた交付決定者は、補助金の交付を受けようとするときは、崖地整備事業補助金交付請求書(別記第8号様式)により市長に請求しなければならない。

(令元規則5・一部改正)

(概算払)

第12条 交付決定者は、補助金に係る事業を行うため、市長が特に必要と認めるときは、補助金の全部又は一部を概算払により交付を請求することができる。

- 2 交付決定者は、前項の規定により補助金の概算払を受けようとするときは、崖地整備事業補助金概算払請求書(別記第9号様式)にその理由書を添えて、市長に請求しなければならない。

(令元規則5・一部改正)

(決定に付する条件)

第13条 この規則の規定に基づく決定には、崖地の安全を確保する上で必要な条件を付することができるものとする。この場合において、その条件は、当該決定を受けた者に不当な義務を課するものであってはならない。

(令元規則 5・一部改正)

(返還等)

第 14 条 市長は、当該事業が虚偽その他不正な手段により、補助金の交付の決定を受け、又は補助金の交付を受けたことが明らかになったときは、補助金の交付の決定の全部若しくは一部を取り消し、又は既に交付した補助金の全部若しくは一部を返還させることができる。

(審査委員会)

第 15 条 この規則の適用を円滑に行うため、成田市崖地整備事業審査委員会を設置する。

(委任)

第 16 条 この規則に定めるもののほか必要な事項は、別に市長が定める。

附 則

この規則は、公布の日から施行し、平成 3 年台風 15 号以降の事業から適用する。

附 則 (平成 6 年 1 1 月 2 5 日規則第 4 6 号)

この規則は、平成 6 年 1 2 月 1 日から施行する。

附 則 (平成 2 5 年 1 2 月 1 9 日規則第 9 4 号)

(施行期日)

1 この規則は、公布の日から施行する。

(成田市行政組織規則の一部改正)

2 成田市行政組織規則(平成 8 年規則第 5 号)の一部を次のように改正する。

[次のよう] 略

(成田国際空港騒音地域における補助金等の特例に関する規則の一部改正)

3 成田国際空港騒音地域における補助金等の特例に関する規則(昭和 6 3 年規則第 7 号)の一部を次のように改正する。

[次のよう] 略

附 則 (令和元年 5 月 2 9 日規則第 5 号)

(施行期日)

1 この規則は、公布の日から施行する。ただし、第 3 条第 2 号及び第 3 号の改正規定は、令和元年 7 月 1 日(以下「一部施行日」という。)から施行する。

(経過措置)

2 改正後の第 3 条第 2 号及び第 3 号の規定は、一部施行日以後に行われる成田市崖地整備事業補助金交付規則第 5 条第 1 項の規定による協議について適用し、一部施行日前に行われた同項の規定による協議については、なお従前の例による。

別記

第1号様式

崖地整備事業事前協議書

年 月 日

(あて先)成田市長

住 所
申請者 氏 名
電話番号

印

崖地整備事業補助金の交付を受けたいので、下記のとおり協議します。

記

- 1 事業の所在地
- 2 危険家屋の所有者の住所及び氏名
- 3 工事方法及び予定額
- 4 施工業者(予定者)
- 5 事業地内に申請者以外の権利者がいる場合は、その者の住所及び氏名
- 6 添付書類

第2号様式

崖地整備事業補助金交付申請書

年 月 日

(あて先)成田市長

申請者 住 所
氏 名



崖地整備事業補助金の交付を受けたいので、下記のとおり申請します。

記

- 1 事業の所在地
- 2 交付申請額 円
- 3 危険家屋の所有者の住所及び氏名
- 4 着工予定年月日 年 月 日
- 5 完了予定年月日 年 月 日
- 6 施工業者
- 7 添付書類

第3号様式

成田市指令第 号

住 所

氏 名

崖地整備事業補助金交付決定通知書

年 月 日付けで申請のあった崖地整備事業補助金の交付について、下記
のとおり決定したので、通知します。

年 月 日

成田市長



記

- 1 補助金交付決定額 円
- 2 交付の条件

第4号様式

崖地整備事業補助金変更・廃止申請書

年 月 日

(あて先)成田市長

申請者 住 所
氏 名 ⑩

年 月 日付け成田市指令第 号で決定のあった崖地整備事業補助金に係る整備について、下記のとおり変更・廃止したいので申請します。

記

1 変更・廃止の内容

2 変更・廃止の理由

(添付書類)

変更に係る書類

第5号様式

成田市指令第 号

住 所

氏 名

崖地整備事業補助金変更・廃止決定通知書

年 月 日付けで申請のあった崖地整備事業補助金に係る整備の変更・廃止について、下記のとおり決定したので通知します。

年 月 日

成田市長



記

変更後補助金交付決定額

円

第6号様式

崖地整備事業補助金実績報告書

年 月 日

(あて先)成田市長

報告者 住 所
氏 名 ⑩

年 月 日付け成田市指令第 号で決定のあった崖地整備事業補助金について、下記のとおり実績を報告します。

記

- 1 補助対象経費 円
- 2 交付決定額 円
- 3 着工年月日 年 月 日
- 4 完了年月日 年 月 日
- 5 添付書類

第7号様式

成田市達第 号

住 所

氏 名

崖地整備事業補助金確定通知書

年 月 日付け成田市指令第 号で決定した崖地整備事業補助金について、下記のとおり確定したので通知します。

年 月 日

成田市長



記

補助金交付確定額

円

第8号様式

崖地整備事業補助金交付請求書

年 月 日

(あて先)成田市長

請求者 住 所
氏 名 ㊟

年 月 日付け成田市達第 号で確定のあった崖地整備事業補助金について、下記のとおり請求します。

記

- 1 補助金交付確定額 円
- 2 補助金の既交付額 円
- 3 今回の請求額 円

振込先	金融機関名	銀行・農協 信用金庫
		本店・支店 支所
	口座種別	普通 ・ 当座
	口座番号	
	フリガナ	
	口座名義人	

第9号様式

崖地整備事業補助金概算払請求書

年 月 日

(あて先)成田市長

請求者 住 所
氏 名 ⑩

年 月 日付け成田市指令第 号で決定のあった崖地整備事業補助金の概算払を受けたいので、下記のとおり請求します。

記

- 1 補助金交付決定額 円
- 2 補助金の既交付額 円
- 3 概算払請求額 円

振込先	金融機関名	銀行・農協 信用金庫
		本店・支店 支所
	口座種別	普通 ・ 当座
	口座番号	
	フリガナ	
	口座名義人	